

東浦町ごみ処理実施計画

(令和8年度)

東 浦 町

目 次

第 1 節	ごみの発生量及び処理量の見込み	1
第 2 節	ごみの排出抑制のための方策に関する事項	2
第 3 節	分別して収集するものとしたごみの種類及び 分別の区分	10
第 4 節	家庭系可燃ごみ処理有料化	13
第 5 節	ごみの適正な処理及びこれを実施する者に 関する基本的事項	15

第1節 ごみの発生量及び処理量の見込み

(1) 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、東浦町内の一般廃棄物の処理に関する実施計画を定めるものです。

(2) 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

一般廃棄物	家庭系	
	可燃ごみ	7,321 t
	不燃ごみ	218 t
	粗大ごみ	9 t
	直接搬入	467 t
	合 計	8,015 t
	事業系	
合 計	2,229 t	
資源ごみ (家庭系)	金属類	119 t
	紙 類	960 t
	布 類	79 t
	びん類	244 t
	ペットボトル	163 t
	プラスチック製容器包装	432 t
	製品プラスチック	24 t
	陶磁器類	25 t
	廃乾電池	10 t
	廃食用油	2 t
	小型家電	13 t
	合 計	2,071 t
し 尿 等	し尿	846 t
	浄化槽汚泥	9,016 t
	合 計	9,862 t

※ごみの発生量及び処理量の見込みは、令和5年度から令和7年度の3年間の実績等を平均して算出しています。

第2節 ごみの排出抑制のための方策に関する事項

ごみの適正処理における実施者の役割

計画を実施していくために、住民、事業者、行政それぞれの役割について、以下のとおり示します。

<住民の役割>

- ・環境に配慮した製品（詰替え用商品等）を積極的に選択する。
- ・賞味期限及び消費期限に関して正しく理解し、適量を購入する。
- ・過剰包装を断り、積極的に簡易包装に努め、マイバッグを持参することで、レジ袋等の排出削減に努める。
- ・家庭から排出される手つかずの食品・食材や食べ残しなど、食品ロスの削減に努める。
- ・生ごみは、生ごみ処理機やキエーロ、コンポストなどを使用して堆肥化を図り、家庭菜園などで活用することで、ごみとしての排出を抑制する。

<事業者の役割>

- ・環境に配慮した製品（詰替え用商品等）の製造、販売及び使用に取り組む。
- ・過剰包装を控え、簡易包装を積極的に行うとともに、マイバッグ利用の推奨を図るなど、容器包装及びレジ袋の削減を推進する。
- ・食品関連事業者においては、生ごみの排出量の削減に向け、材料の適切な数量管理や、生ごみの堆肥化などの自主的な処理の実施に努める。
- ・事業者が商品に利用したトレイなどの再資源化可能なごみについては、自ら自主回収に取り組むものとする。
- ・事業所で発生するごみの分別を徹底し、資源化を推進する。

<行政の役割>

- ・町広報紙や町ホームページ、町公式 LINE などで、ごみ処理に関する情報を周知するとともに、ごみ減量・リサイクルに関する様々な情報を発信し、ごみ減量に取り組めるよう啓発を行う。
- ・ごみステーションにおけるごみ出しのマナーが守られていない箇所を把握し、周知看板の設置や回覧等を実施することで、マナーの向上に努める。
- ・家庭から排出されるもえるごみの組成調査を行い、ごみ出しの状況及びもえるごみに含まれる資源物の割合の把握に努める。
- ・多量排出事業者に対する一層の分別推進や適正排出方法に関する情報等について、広く事業者に呼びかける。
- ・生ごみ処理機の無料貸出、キエーロの普及啓発に努め、各家庭での生ごみ減量に向けた支援を図る。
- ・出前講座を実施し、ごみ減量に関する住民の意識を高める。
- ・グリーン購入（リサイクル商品や環境に優しい商品の購入）の推進を図るとともに、啓発を行う。

(1) 目標達成に向けた施策

本計画における施策の体系は以下のとおりです。

基本方針	基本的な施策	個別施策
基本方針1 資源の有効利用と 3R（リデュース・ リユース・リサイク ル）の推進	普及啓発、環境教育の推 進	<ul style="list-style-type: none"> ● 的確な啓発、情報提供の充実 ● 環境学習の充実
	プラスチック資源循環の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ● プラスチックごみの削減 ● プラスチック資源循環の活用 ● 製品プラスチック分別回収の 推進
	再使用（リユース）の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● リユース情報の提供 ● 粗大ごみ等リユース事業の推 進
	資源物分別の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ● 資源物の分別排出の徹底 ● 資源物回収品目の検討 ● 紙類の資源化の推進
	地元各種団体等とのパー トナーシップ	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティに対しての資源 物回収に応じた交付金の加算 ● 地元管理地へ資源物拠点回収 場所の設置 ● 各種団体との3R促進
基本方針2 ごみの排出抑制・減 量の推進	家庭系ごみの減量、適正 排出の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭系可燃ごみ処理有料化 ● 他の減量施策
	生ごみの減量・食品ロス の削減	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品ロス削減推進計画 ● 生ごみの減量及び自家処理の 促進
	事業系ごみの適正排出の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者への指導・協力要請
基本方針3 安定したごみの適 正な処理・処分体制 の推進	適正な収集・運搬体制の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正な収集運搬体制の整備 ● ステーションにおける適正排 出の徹底 ● 高齢者・障害者等へのごみ排出 支援
	安定的な処理・処分の推 進	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正なごみ処理方法の継続 ● 最終処分場の安定的な維持
	その他適正処理に関する 施策	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみの散乱防止 ● ごみの不法投棄の監視 ● 適正処理困難物に対する啓発 の推進

		<ul style="list-style-type: none"> ● 取扱いに注意を要するごみの適切な回収・処理 ● 災害廃棄物への備え ● 財政出の合理的運用 ● 新たなごみ処理技術への対応
--	--	--

基本方針1 資源の有効利用と3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

家庭や事業所から出されるごみについて、住民や事業者に対する分別の徹底の普及、資源ごみとしての適切な回収を引き続き行います。また、自身が不要なものを必要とする人に渡すリユース（再使用）や、物を共用するシェアリング等の取組、事業者と連携したりサイクル（再生利用）の促進などを図ります。

【関連する SDGs】



基本的な施策1 普及啓発、環境教育の推進

(1) 的確な啓発、情報提供の充実

環境問題への認識を深め、分別意識向上を図るため、広報や出前講座などによるPR・啓発事業を展開します。

町広報紙や町ホームページ、町公式LINE等各種メディアを通じたPR・啓発
出前講座やイベント等による情報発信
外国の方や高齢者に対しての情報発信

(2) 環境学習の充実

小中学校における「総合的な学習の時間」や生涯学習の場等において、暮らしとごみのつながりやごみが環境に与える影響、リサイクルの流れなど、ものを大切に作る意識を育て、ごみ問題について考える機会を拡充するため、環境学習を推進します。

出前講座による環境学習
連携企業との子供に合わせた環境学習・イベントでの学習

基本的な施策2 プラスチック資源循環の推進

(1) プラスチックごみの削減

使い捨てプラスチック製品等の発生抑制を図るため、町ホームページや町公式LINE等で住民にプラスチック製品の使用を控え、繰り返し使える商品を選ぶ

などの意識啓発を行います。

町広報紙や町ホームページ、町公式 LINE 等各種メディアを利用したプラスチック削減の啓発

(2) プラスチック資源循環の活用

プラスチック製容器包装については、資源ごみとしての排出方法を周知徹底し、リサイクルを推進します。今後も製品プラスチックを分別回収し、資源化も推進します。

プラスチック製容器包装及び製品プラスチックの分別徹底
製品プラスチック・プラスチックを使用したおもちゃの回収の推進
ペットボトルのボトル to ボトルの推進
企業と連携したプラスチック資源循環の検討

(3) 製品プラスチック分別回収の推進

使い捨てプラスチックの廃棄量を削減する目的で策定されたプラスチック資源循環促進法に基づき、プラスチック製品を分別回収し再商品化する、プラスチック資源循環を推進します。

製品プラスチックの分別の徹底
製品プラスチック回収場所の増設の検討
企業と連携したプラスチック資源循環の検討
プラスチック一括回収の国の動向を注視

基本的な施策3 再使用（リユース）の促進

(1) リユース情報の提供

本町で行っているフリマアプリを利用したりユースを主にリユースの促進を図るため、ホームページ、町公式 LINE 等各種メディアで情報発信をします。

広報やホームページ、町公式 LINE 等各種メディアを利用したりユースの啓発
フリマアプリ等の利用方法の周知

(2) 粗大ごみ等リユース事業の推進

戸別収集した粗大ごみでリユース可能なものは、「メルカリ Shops」を利用してリユースを行います。また、製品プラスチックやプラスチックを使用したおもちゃに関しても、同様にリユースを推進します。

企業と連携したりユースの促進
リユース品目の拡大の検討
出品した商品の展示及び一部商品の配送の検討

基本的な施策4 資源物分別の徹底

(1) 資源物の分別排出の徹底

資源の分別精度や回収率の向上を図るため、情報提供を強化します。

製品プラスチック回収の対象となる品目について情報提供

資源物ミックスペーパーの対象となる品目について情報提供
ポスター早見表に加え町公式 LINE での分別検索の充実
分かりやすい・分けやすい区分による分別回収の実施

(2) 資源物回収品目の検討

国の動向として、おむつのリサイクルの推進をしており、それ以外の品目についても再生利用できる品目の調査研究をします。

紙おむつリサイクルの検討
その他新しい再生利用品目の調査研究

(3) 紙類の資源化の推進

もえるごみの減量と資源物の増加のため、住民へ分別徹底の啓発を図り、リサイクル率の向上を目指します。

分かりやすい・分けやすい区分による分別回収の実施
ミックスペーパーの対象となる品目について情報提供

基本的な施策5 地元各種団体とのパートナーシップ

(1) コミュニティに対しての資源物回収に応じた交付金の加算

コミュニティを含む地元の方々には、町の目が届かない部分で、ごみステーションの管理、監視を行っていただいています。これらを前提として、地区ごとの資源物の回収量に応じて交付金の加算をします。

住民への資源物の排出による、コミュニティへの還元について周知
管理を前提とした、交付金の加算の継続

(2) 地元管理地へ資源物拠点回収場所の設置

2024年4月より森岡コミュニティセンター、2026年4月より卯ノ里コミュニティセンター及び藤江公民館にて、製品プラスチック・びん・アルミ・スチールの拠点回収を開始しました。町全体での資源ごみの回収量とごみの減量状況を踏まえ、必要に応じて他の地区においても拠点回収の設置を検討します。

地元と資源物拠点回収場所の協議
拠点回収場所での回収品目の検討
地区間の共用資源物拠点回収場所の検討

(3) 各種団体との3R促進

企業・社会福祉協議会等と協力をし、リデュース・リユース・リサイクルの事業を進めています。今後も各種団体と協力し3Rの推進をします。

企業と連携したリユース・リサイクルの促進
社会福祉協議会と連携したフードドライブの継続
連携事業の検討及び他団体・企業との連携の検討

基本方針2 ごみの排出抑制・減量の推進

家庭から出されるごみの減量施策としては、3Rが最も効果的と言われており、前述のとおり、今後も3Rの推進をより一層図っていきます。

それ以外の施策としては、ごみ処理の有料化制度や食品ロス対策となっています。本町では、家庭系可燃ごみ処理有料化制度をすでに行っており、今後も継続していくこととしていますが、食品ロスについては、更なる対策が必要です。

【関連する SDGs】



基本的な施策1 家庭系ごみの減量、適正排出の推進

(1) 家庭系可燃ごみ処理有料化

「第3節 ごみ処理に関する基本的事項 4 東浦町家庭系ごみ減量化実施計画」に記載のとおり。

(2) 他の減量施策

町では、剪定枝粉碎機を3台所有しており、住民に無料で貸し出しを行っています。

枝をチップ化し、庭などに撒くことで、美観形成や砂の巻き上がり防止などに効果があり、可燃ごみの減量化にもつながります。

基本的な施策2 生ごみの減量・食品ロスの削減

(1) 食品ロス削減推進計画

「第4節 食品ロス削減推進計画」に記載のとおり。

(2) 生ごみの減量及び自家処理の促進

食品系の廃棄物は東浦町の燃えるごみの約30%を占めており、水分を多く含むことから焼却施設の燃焼効率を悪化させる原因ともなっています。そのため、家庭における生ごみの自家処理を推進することにより、生ごみの減量に取り組みます。

生ごみ処理機の無料貸出及びキエー口の普及啓発・情報提供
生ごみ処理機に関する住民への普及促進
水切り徹底のPR・周知

基本方針3 安定したごみの適正な処理・処分体制の推進

廃棄物の処理・処分については、東部知多衛生組合と連携を図り、環境負荷の少ない効率的な処理体制を推進します。台風や地震などの災害発生時においても平時から備えることにより、迅速かつ適切な災害廃棄物等の収集・運搬・処理に努めます。

【関連する SDGs】



基本的な施策 1 安定的な処理・処分の推進

(1) 適正なごみ処理方法の継続

ごみの減量化を進め、これに応じた適正なごみ・資源物の収集運搬車両の配置や収集ルートを整備します。

収集業務サービスのレベル維持
実情に即した効率的な収集体制の整備

(2) ステーションにおける適正排出の徹底

各地区に対し、適正排出の継続的な周知及び協力を依頼します。

ルール違反が見られた場合は、地元と協力し看板を設置します。

カラスや猫によるごみの散乱を防止するため、カラスよけネットを購入し、地区会員役員へ無料配布するほか、被害が酷い場所に関してはごみストッカーの設置を行います。

地区によるごみ分別の徹底
カラスよけネットの配布・ごみストッカーの設置
対象ごみステーションへ警告看板の設置

(3) 高齢者・障がい者等へのごみ排出支援

ごみステーションまでごみを運ぶことが困難な高齢者や障がい者等を対象に、ごみ出し支援事業を行っており、希望者からの申請方式で運用しています。

高齢者・障がい者等へのごみの排出支援の体制強化

基本的な施策 2 安定的な処理・処分の推進

(1) 適正なごみ処理方法の継続

適正なごみ処理を行うため、東部知多衛生組合及び民間業者との連携を図っています。今後も安定的な処理を継続するため、施設の適正な維持管理体制を確保します。

東部知多衛生組合及び民間業者との連携
中間処理施設の安全な運転管理体制の確保
中間処理は東部知多クリーンセンターで行っており、当面の間現行体制を維持
焼却灰からのスラグ・メタルの回収により、最終処分量の低減の維持

(2) 最終処分場の安定的な維持

東部知多衛生組合及び組合構成市町とともに最終処分場の確保を図り、生活

環境への影響の少ない処分場整備について、研究・検討を行います。

最終処分場の適正な維持管理体制の維持

埋立対象物の減量・減容

基本的な施策3 その他適正処理に関する施策

(1) ごみの散乱防止

住民と連携してごみの散乱を防止し、きれいなまちづくりを進めます。道路等の美化を目的に清掃活動を行う住民のボランティア活動やアダプトプログラムを支援します。

(2) ごみの不法投棄の監視

不法投棄防止策として、不法投棄やポイ捨てが発生しやすい場所を減らすことも重要です。

このため、環境監視委員及び地元コミュニティの監視パトロール強化や住民等からのごみ不法投棄の情報提供により、不法投棄の監視を強化します。

警察、愛知県とも連携し、不法投棄の監視及び通報体制の強化を図ります。

(3) 適正処理困難物に対する啓発の推進

消火器、タイヤ、ピアノ等、本町による収集・処理が困難なものについては、メーカーや販売店、専門業者による引取りを促進します。

(4) 取扱いに注意を要するごみの適切な回収・処理

収集車の火災事故の防止や住民の安全なごみ排出のため、小型充電式電池（リチウムイオン電池等）、スプレー缶、乾電池、ライター等について、住民により分かりやすく周知し、適切な回収・処理を実施します。

(5) 災害廃棄物への備え

「東浦町災害廃棄物処理計画」に基づき、東部知多衛生組合、組合構成市町及び民間企業等と協力体制を構築し、情報収集・連絡体制の整備を行うとともに、災害廃棄物に関する協定の締結に向けた取り組みを推進します。

(6) 財政支出の合理的運用

現在、すべての収集及び処理業務を委託しており、業務の内容の縮減等を検討しつつ、歳出の無尽蔵な増額を避けます。また、歳入源として、資源物の売却および粗大ごみ等のリユース品の販売を行っています。また、今後も減量施策を実施し、ごみ処理有料化を継続します。

(7) 新たなごみ処理技術への対応

ごみ処理に対応し、環境への負荷をより小さくするための様々な技術開発が行われています。新たなごみ処理技術開発について、調査研究を行うとともに情報収集を進めます。

第3節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

収集するごみの分別の区分は、大きく「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ」及び「粗大ごみ」の4区分とし、ごみの種類は次の表のとおりとします。

<町が収集・回収するごみの分別の区分>

分別区分		ごみの種類	
可燃ごみ		紙くず、調理くず、残飯、草木、皮革類、ゴム類、資源にならない布類、木製品、製品プラスチック以外の物、在宅医療廃棄物のうち感染性のない非鋭利な物	
不燃ごみ		金属製品、陶磁器類、ガラス類、小型家電製品（縦横高さ全てが60cm以下のもの）	
資源ごみ	金属類	アルミ類	飲料用缶など
		スチール類	飲料用缶、缶詰の缶など
	紙類	新聞紙・折込チラシ	新聞紙、折込チラシ
		本・雑誌	雑誌、本、冊子など
		段ボール	段ボール
		紙パック	飲料用紙パック（裏面銀色除く）
		上記以外の紙類（ミックスパー）	レシート、写真、はがき、カーボン紙、紙コップ、紙皿、カレンダー、包装紙、紙袋、菓子箱、包装の台紙、ダイレクトメールなど（ボール紙）
	布類	衣類	衣料
		古布	ハンカチ、タオル、タオルケットなど
	びん類	-	飲料用、食品用、化粧品品のびん、茶色の一升びん、ビールびん
	ペットボトル	-	飲料用、調味料用ペットボトルなど
	プラスチック製容器包装	-	絵柄入り食品トレイ、梱包用発泡スチロール、ラップ・フィルムなどの包装、プラスチック容器、食品用トレイ
	製品プラスチック	-	衣装ケース、ポリバケツ、歯ブラシ、ポリタンク、ハンガー、CDなど
	プラスチック製おもちゃ	-	プラスチックを使用した電気・電池で動くおもちゃ、ブロックなど
	陶磁器	-	茶碗、皿、花びん、植木鉢など
電池類	使用済み乾電池	アルカリ、マンガン乾電池	

	小型充電式電池	リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池等
	ボタン電池	ボタン電池
	コイン電池	コイン電池
廃食用油	—	植物性食用油に限る
インクカートリッジ	—	プリンターインクカートリッジ ※メーカー指定なし
危険物		ライター、スプレー缶、カセットボンベ

(2) ごみの収集・運搬・処理体制

<基本となる収集方法>

収集対象ごみ	収集頻度	収集方法	排出方法	排出時間	
可燃ごみ	週2回	ステーション	町指定ごみ袋	収集日の午前8時まで	
不燃ごみ	月2回	ステーション	コンテナ	収集日の午前8時まで	
資源ごみ	金属類 びん類 ペットボトル	月2回	ステーション	コンテナ	収集日の午前8時まで
	紙類 布類	月2回	ステーション	紙類：紐で縛る ミックスペーパー：袋に入れる 布類：中の見える袋に入れる	収集日の午前8時まで
	プラスチック製 容器包装	週1回	ステーション	回収用ネット	収集日の午前8時まで
	製品 プラスチック	週3回	公共施設等の指定場所	回収ボックス	常時 (午前8時～午後8時まで)
	プラスチック製 おもちゃ	随時	公共施設等の指定場所	回収ボックス	基本 開庁時間
	使用済乾電池	月1回	公共施設等の指定場所	回収ボックス	常時
	小型充電式電池 ボタン・コイン 電池	随時	環境課窓口	テープで絶縁して手渡し	開庁時間
	陶磁器	随時	公共施設等の指定場所	回収ボックス	常時

廃食用油	月1回	公共施設等の指定場所	ペットボトル等の容器に入れて専用回収ボックスへ入れる	常時
------	-----	------------	----------------------------	----

- ※ 危険物（ライター・スプレー缶・カセットボンベ）は、不燃ごみ、金属類、びん類、ペットボトルの回収日に、コンテナで回収をしています。
- ※ 年に1回、小型家電・自転車等を公共施設等の指定場所で回収しています。
- ※ 廃食用油の回収は役場（資源ステーション）のみ容器（ペール缶）に直接油を注ぎ入れる方法の2パターンで回収しています。

＜町が収集しないごみの分別区分と収集・処理の方法＞

分別区分	ごみの種類	収集・処理方法	
家庭系	一時多量ごみ	家庭で引越し、大掃除、庭木の刈り込みなどで一時的に出た多量ごみ	東部知多クリーンセンターへ直接搬入するか町収集運搬許可業者へ処理を依頼する。
	粗大ごみ	1辺が60cm超、2m以下の家具類、電気・石油・ガス製品など（処理困難物除く）	戸別有料収集を利用する。 東部知多クリーンセンターへ直接搬入するか町収集運搬許可業者へ処理を依頼する。
	特定家庭用機器	テレビ、エアコン（室外機含む）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機 （家電リサイクル法対象4品目）	販売店に依頼する。 （販売店によっては引き取り不可の場合あり。） または、郵便局でリサイクル料金を支払い、特定家庭用機器収集運搬業者に収集運搬を依頼するか、指定引取場所へ直接搬入する。
	パソコン	本体及びディスプレイ	製造メーカーへ回収を依頼する。 一般社団法人 パソコン3R推進協議会
	処理困難物	建設廃材、自動車・二輪車及びその部品、タイヤ、バッテリー、塗料、プロパンガスボンベ、農薬、劇薬など	処理業者に処理を依頼する（処理費は排出者負担）。または、販売店、工事業者、スクラップ業者等取り扱い業者で適正に処理する。
事業系	事業系一般廃棄物	事業所、商店などから出る一般廃棄物（産業廃棄物以外のもの）	事業者自ら適正に処理する。 東部知多クリーンセンターへ直接搬入するか町収集運搬許可業者へ処理を依頼する。

第4節 家庭系可燃ごみ処理有料化

平成31年4月1日から家庭系可燃ごみ処理有料化を下記の方法により実施しましたが、引き続きごみ減量に関する効果等を検証するとともに、本制度を継続していくものとします。

1 目的

- (1) 可燃ごみの減量化
- (2) 住民負担の公平性の確保
- (3) 財政負担の軽減

2 処理手数料

東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条の規定に基づき、家庭系可燃ごみの収集、運搬及び処分について、これらを排出する者から、下記のとおり、手数料を徴収します。

単位（指定袋1個あたり）	金額
容量が45リットルの袋	45円
容量が30リットルの袋	30円
容量が20リットルの袋	20円
容量が10リットルの袋	10円

3 負担軽減措置

減らそうとしても減らすことのできない「紙おむつ」、環境美化を推進するため、「ボランティア清掃ごみ」を有料化の対象外として、負担の軽減を図ります。

4 指定ごみ袋取扱店

地区名	指定ごみ袋取扱店
森岡	フードセンターカネ平、八百正、ドミー東浦店、STUDIO ALPHA、満寿屋酒店、酒市場本店、ゲンキー東浦店、ファミリーマート東浦森岡店、ファミリーマート東浦森岡南店
緒川	松華園、ドラッグカネヨ、タカラヤ、かねり商店、水谷金物店、ヤマニ商店、ファミリーマート東浦役場前店、山口屋商店、わたや呉服店、パオみよしや東浦店、イオンスタイル東浦、セブン-イレブン東浦緒川相生店、スギ薬局東浦店、ローソン東浦於大公園前店、セブン-イレブン東浦緒川塩田店、ローソン東浦鰻池店、

	ホームセンターコーナン知多東浦店、 ディスカウントドラッグコスモス緒川店、役場環境課
緒川新田	新田米穀店、にぎわい市場マルス東ヶ丘店、エビスヤ東浦店、 セブン-イレブン東浦緒川植山店、 セブン-イレブン東浦知多インター店、 ファミリーマート東浦緒川植山店
石浜	ショッピングマルス本店、松谷マッサージ治療院、 セブン-イレブン東浦石浜駅西店、 ファミリーマート東浦南ヶ丘店、Vdrug 東浦店、 石浜イクヂ薬品、ファミリーマート東浦石浜店、アイプラザ、 ゲンキー石浜店、セブン-イレブン東浦石浜東半戸店
生路	ミヅノ屋、コノミヤ東浦店、ウエルシア東浦生路店、 ファミリーマート東浦生路店
藤江	カネラ新美商店、イクヂ天心堂薬局、 セブン-イレブン東浦藤江店、スギ薬局東浦南店
町外 (阿久比町)	セブン-イレブン阿久比白沢店、ユーストア阿久比北店

第5節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1 ごみの収集運搬及び処理に関する事項

(1) ごみの収集運搬

ア 収集区域は、東浦町全域とします。

イ 収集は、専門業者に委託します。

ウ 収集頻度等は、次のとおりです。

収集対象ごみ	収集頻度	収集場所	排出方法	排出時間	
可燃ごみ	週2回	ステーション	町指定ごみ袋 (半透明白色) 45ℓ、30ℓ、20ℓ、 10ℓ	収集日の午前8時まで	
不燃ごみ	月2回	ステーション	コンテナ	収集日の午前8時まで	
資源ごみ	金属類 びん類 ペットボトル	月2回	ステーション	コンテナ	回収日の午前8時まで
	紙類 ミックス ペーパー	月2回	ステーション	紐で縛る 紙袋又は中の見える袋 に入れる	回収日の午前8時まで
	布類	月2回	ステーション	中の見える袋に入れる	回収日の午前8時まで
	プラスチック製 容器包装	週1回	ステーション	回収用ネット 中の見える袋に入れる	回収日の午前8時まで
	製品 プラスチック	月1回	公共施設等の 指定場所	回収用ネット	常時
	廃乾電池	月1回	公共施設等の 指定場所	回収ボックス	常時
	陶磁器	月2回	公共施設等の 指定場所	回収ボックス	常時
	廃食用油	月1回	公共施設等の 指定場所	ペットボトル 等の容器に入れ て回収ボックス へ入れる	常時
	小型家電	月1回	公共施設等の 指定場所	回収ボックス	常時

粗大ごみ	各地区 月2回	玄関先等の指 定場所	戸別有料収集	収集日の午 前8時まで
------	------------	---------------	--------	----------------

※ 危険物（スプレー缶、カセットボンベ、ライター）は、不燃ごみ、金属類、びん類、ペットボトルの収集日に、コンテナで収集をします。

※ 廃食用油の回収は役場（資源ステーション）のみ容器（ペール缶）に直接油を注ぎ入れる方法の2パターンで回収しています。

エ ごみの収集日は、次の表のとおりとします。

地区名	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ（戸別有料収集）
森岡	毎週月・木曜日	第1・3火曜日	第1・3水曜日
森岡台		第2・4火曜日	
緒川		第1・3水曜日	
緒川新田		第2・4金曜日	
東ヶ丘		第1・3金曜日	
石浜東	毎週火・金曜日	第2・4月曜日	第2・4水曜日
石浜中		第2・4水曜日	
石浜西		第1・3月曜日	
生路		第2・4木曜日	
藤江		第1・3木曜日	

オ 資源ごみの収集日は、次の表のとおりとします。（毎月）

地区名	金属類・びん類・ ペットボトル	紙・布類	プラスチック製 容器包装
森岡	第1・3火曜日	第2・4火曜日	毎週金曜日
森岡台	第2・4火曜日	第1・3火曜日	毎週金曜日
緒川	第1・3水曜日	第2・4水曜日	毎週火曜日
緒川新田	第2・4金曜日	第1・3金曜日	毎週水曜日
東ヶ丘	第1・3金曜日	第2・4金曜日	毎週火曜日
石浜東	第2・4月曜日	第1・3月曜日	毎週木曜日
石浜中	第2・4水曜日	第1・3水曜日	毎週木曜日
石浜西	第1・3月曜日	第2・4月曜日	毎週木曜日
生路	第2・4木曜日	第1・3木曜日	毎週水曜日
藤江	第1・3木曜日	第2・4木曜日	毎週水曜日

・役場（資源ステーション）の製品プラスチックは、毎週月、水、土に回収します。

・廃乾電池は、毎月月末に回収します。

- ・陶磁器類は、毎月2回、中旬及び月末に回収します。
- ・小型家電は、毎月月末に回収します。
- ・役場では、上記のうち、びん類、プラスチック製容器包装以外の資源ごみを随時排出することができます。

(2) ごみの処理

ア 委託業者により収集された、可燃ごみ・不燃ごみ及び粗大ごみは、東部知多クリーンセンターに搬入し、中間処理します。

イ 中間処理した焼却灰等は、メルテック株式会社(栃木県小山市)でリサイクルします。

また、破碎不燃物は、大東最終処分場で処分します。

ウ 委託業者により収集された資源ごみは、委託業者が選別・圧縮梱包等中間処理が必要なものは中間処理を行い、再商品化事業者に引渡し、処理又は処分します。

エ 委託業者により収集及び保管された廃乾電池等の水銀使用製品は、水銀をリサイクルできる日本唯一の事業者である野村興産株式会社(北海道北見市)に委託し、処理します。

オ 粗大ごみ戸別有料収集にかかる手数料は、町が発行する粗大ごみ処理券で支払うものとしします。

カ 粗大ごみ戸別有料収集したもので、リユース可能な物については、フリマアプリを利用してリユースします。

また、プラスチック使用製品や陶磁器等もニーズを確認しつつリユースできるか検討します。

キ 家庭系一般廃棄物収集運搬業、事業系一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業については、(3)～(7)のとおり許可証を発行しています。

一般廃棄物の収集運搬及び処分については、廃棄物専門処理業者へ委託または現行の町許可業者により、処理を行うものとしします。そのため、社会情勢等が大きく変わるなどといった特殊な事情が発生しない限り、新規許可は行わないものとしします。

ク 各地区において、年に1回、自転車・三輪車・ベビーカー及び小型家電の無料収集を行います。

地区名	粗大ごみ処理券販売所
森岡	八百正、ドミー東浦店
緒川	松華園、タカラヤ、かねり商店、水谷金物店、ヤマニ商店、大黒屋、山口屋商店、行政サービスコーナー、役場環境課
緒川新田	新田米穀店、エビスヤ東浦店

石 浜	ファミリーマート東浦石浜店
生 路	ミヅノ屋、いくまん呉服店、ファミリーマート東浦生路店
藤 江	イクヂ天心堂薬局、セブン-イレブン東浦藤江店

(3) 一時多量ごみ

1日平均排出量が10キログラムまたは、一時に100キログラムを超える一般廃棄物の処理は、可燃ごみ及び不燃ごみに分け、排出者が自ら東部知多クリーンセンターへ搬入し処分してください。収集運搬を委託するときは、下記の町許可業者にのみ可能です。また、東部知多クリーンセンター条例第6条第2項に規定する使用料は、排出者の負担となります。

家庭系一般廃棄物（一時多量ごみ）収集運搬許可業者	
トーエイ株式会社	株式会社中西
アイゼンCS株式会社	

家庭系一般廃棄物（粗大ごみ）
公益社団法人東浦町シルバー人材センター

(4) 家電4品目

平成13年4月から家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）に定めるテレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機については、町では回収していません。家電小売店及び次の町許可業者が、収集及び指定引き取り場所まで運搬するものとします。

ただし、リサイクル料金、収集運搬にかかる料金は、排出者の負担となります。

特定家庭用機器収集運搬許可業者	
トーエイ株式会社	株式会社アグメント
有限会社エンザイム	株式会社三四四
株式会社中西	アイゼンCS株式会社

(5) 家庭系パソコン

資源の有効な利用の促進に関する法律及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律により、家庭から排出されたパソコンは、処分をしようとするパソコンを製造したメーカー若しくは小型家電認定事業者が開設する受付窓口に応し込むか、又は町が行う小型家電の無料収集を利用して、処分します。

なお、製造したメーカー若しくは小型家電認定事業者に応し込む場

合において、回収・再資源化料金が必要となるときは、排出者の負担となります。

(6) オートバイ（原動機付き自転車、軽二輪、小型二輪）

平成16年10月から、国内のオートバイメーカー及び輸入事業者が自主的に「二輪車リサイクルシステム」をつくり、廃棄二輪車の資源化に取り組んでいます。オートバイを処分するときは、「廃棄二輪車取扱店」か「指定引取窓口」に持ち込んでください（リサイクル料金はかかりません）。

なお、「廃棄二輪車取扱店」に持ち込むときは、店舗からメーカーの「指定引取窓口」まで運ぶ料金は排出者の負担となります。

(7) 事業系一般廃棄物

ア 排出事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第9条の規定により処理しなければなりません。

イ 事業者自らが東部知多クリーンセンターに一般廃棄物を直接搬入する場合は、東部知多クリーンセンター条例第6条第2項に規定する使用料が発生します。

ウ 事業者自らが東部知多クリーンセンターに一般廃棄物を直接搬入せずに処理を行おうとする場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の規定に基づき町長の許可を受けた者に、その処理を委託しなければなりません。

法第7条1項許可業者（収集運搬）		
株式会社あおき環境開発	株式会社あおき造園土木	株式会社アグメント
株式会社アシタ	株式会社エイゼン	有限会社エンザイム
オオブユニティ株式会社	株式会社榊原環境	デイリー株式会社
トーエイ株式会社	株式会社豊福組運輸	株式会社西山商店
株式会社美濃ラボ	株式会社三四四	株式会社ユニオンサービス

法第7条6項許可業者（処分）
トーエイ株式会社（ガラスびん、ガラスくず及び陶磁器類）

エ 事業系一般廃棄物のうち「食品循環資源再生利用促進法」（食品リサイクル法）に基づき、堆肥等にリサイクルするものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第3項により、搬入先の市町

村と協議をしなければなりません。

オ 事業系一般廃棄物のうち刈り草・剪定枝について、堆肥等にリサイクルするものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第3項により、搬入先の市町村と協議をしなければなりません。

2 し尿・浄化槽汚泥の収集運搬及び処理に関する事項

(1) し尿の収集運搬

- ア 収集区域は、東浦町全域です。
- イ 収集は、専門処理業者に委託します。
- ウ 収集日程は、概ね次のとおりです。

地区名	収集日程
森岡	毎月1日
緒川	毎月2日～12日
緒川新田	毎月9日～14日
石浜	毎月10日～20日
生路	毎月16日～27日
藤江	毎月22日～月末

*緒川地区のうち町道森岡藤江線の西側一帯は、緒川新田の収集日程に収集します。

- (2) 委託業者により収集されたし尿は、東部知多浄化センターに搬入し処理します。
- (3) し尿収集の新規申し込み、廃止、及び申し込み内容を変更するときは、町長に届け出る必要があります。
- (4) し尿くみ取り手数料は、町の発行するくみ取り券で支払うものとなります。

地区名	し尿くみ取り券販売所
森岡	フードセンターカネ平、 あいち知多農協森岡支店
緒川	松華園、かねり商店、大黒屋、 あいち知多農協東浦支店、役場環境課
緒川新田	新田米穀店
生路	ミヅノ屋、あいち知多農協東浦南部支店

- (5) 浄化槽の清掃は、浄化槽法第35条第1項の規定による町許可業者に依頼するものとします。

なお、社会情勢等が大きく変わるなどの特殊な事情が発生しない限り、新規許可は行わないものとします。

浄化槽法第 35 条第 1 項許可業者（清掃業）
株式会社アグメント
トーエイ株式会社
東邦清掃株式会社

(6) 浄化槽汚泥の処理

清掃業許可業者により収集された浄化槽汚泥は、東部知多浄化センターに搬入し処理します。